

障企第 1295 号
令和 3 年 5 月 31 日

各市町村障がい福祉主管部長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について

平素から本府福祉行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

今般、緊急事態宣言が令和 3 年 6 月 20 日まで延長されることとなりました。本府は令和 3 年 4 月 25 日から緊急事態措置を実施すべき区域とされており、引続き、感染拡大防止への取組みとして、不要不急の外出・移動、特に 20 時以降の不要不急の外出自粛の徹底（医療機関への通院、必要な職場への出勤など生活や健康のために必要なもの及び事業の推進に必要な場合を除く）へのご協力をお願いいたします。

なお、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持する観点から、緊急事態宣言後においても、十分な感染防止対策の徹底を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされております。

市町村におかれましても、必要に応じ、障がい福祉サービス提供の柔軟な対応をはじめ、利用者への丁寧な説明、代替サービスの利用調整及び見守り等の必要な利用者への対応などの支援について、ご対応くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課 企画調整グループ

担当：廣川、姫野

電話：06-6944-7086（内線 2451）

FAX：06-6942-7215

Mail：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp